

はじめに



特別区や市などの地方公共団体は、住民が安心して快適に暮らせるよう、福祉や教育などの公共サービスを提供し、道路などの社会資本を整備しています。そのために必要な経費は、住民の皆さまに税金として負担していただいています。

ところが「税金は複雑で、課税や徴収の仕組みがよく分からない」、「給料や年金から所得税や住民税をいつの間にか引かれていて知らなかった」という声をよく聞きます。

この「区税つうしん」は、区で課税し徴収している「特別区民税・都民税（住民税）」「軽自動車税種別割」「特別区たばこ税」「入湯税」について説明しています。

本書により、税金の課税や徴収の仕組みについて知っていただき、一人ひとりの税金が日常生活にどのように生かされているのか、関心を持っていただくきっかけとなれば幸いです。

～ 2024「税の標語」 練馬区長賞 ～

練馬東間税会

税金を 納める義務や 知る責任

光が丘第三中学校 高橋 公祐

練馬西間税会

納税意識 みんなで高めて 輝く未来

大泉第二中学校 栗原 由樹

※間税会は税務署の管轄ごとに、消費税を中心とした間接税の納税者で組織された団体です。間接税の知識の普及などを通して、円滑な税務運営に協力していただいています。